

## 第六十一回 帝國議院

## 船員法改正法律案委員會議錄(速記)第一回

付託議案

船員法改正法律案(政府提出)

(一三)

## 委員會成立

本委員ハ昭和十二年七月二十九日(木曜日)  
議長ノ指名ヲ以テ左ノ通選定セラレタリ

野田文一郎君

漢那憲和君

多田滿長君

岡野龍一君

小柳牧衛君

高橋泰雄君

前田房之助君

長井源君

田代正治君

箸本太吉君

小谷節夫君

増永元也君

星島二郎君

濱地文平君

山崎常吉君

石坂繁君

米窪満亮君

小山亮君

同月三十日(金曜日)午前十時十八分委員長  
理事五選ノ爲委員參集ス其ノ氏名左ノ如シ

漢那憲和君

多田滿長君

岡野龍一君

長井源君

田代正治君

前田房之助君

増永元也君

濱地文平君

山崎常吉君

石坂繁君

米窪満亮君

小山亮君

此四君ヲ理事ニ指名致シマス(拍手)

〔年長者漢那憲和君投票管理者ト爲ル〕  
○漢那投票管理者 先例ニ依リマシテ、私

ガ年長ノ故ヲ以テ投票管理者トナリ、是ヨ

リ委員長及び理事ノ互選ヲ行ヒマス

○小谷委員 投票ヲ用ヒズシテ漢那憲和君  
ヲ委員長ニ推薦致シタイト存ジマス

〔「賛成」ト呼フ者アリ〕

○漢那投票管理者 小谷君ノ御意見ニ御異  
議ナイト認メマス、仍テ不肖私ガ委員長ニ  
當選致シマシタ

(拍手起ル)

〔漢那憲和君委員長席ニ著ク〕

○漢那委員長 淘ニ不馴ナ者ニアリマス  
ガ、ドウカ宜シク御鞭撻ヲ御願ヒ致シマス

(拍手)引續キ理事ノ互選ヲ行ヒタイト思  
ヒマス

○小谷委員 理事ハ其數ヲ四名トシ、委員  
長ニ於テ御指名アランコトヲ望ミマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○漢那委員長 小谷君ノ御意見ニ御異議ナ  
イト認メマス、ソレデハ

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ  
船員法改正法律案(政府提出)

明ヲ求メタイト思ヒマスガ、御異議ハゴザ  
マス、現在船員ノ保護監督ニ關スル法規ハ、

船員法、船員最低年齢法、次ニ商法第五篇

昭和十二年七月三十日(金曜日)午前十時二  
十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 漢那憲和君

理事田代正治君

多田滿長君 小柳牧衛君

前田房之助君 小谷節夫君

増永元也君

山崎常吉君

米窪満亮君

石坂繁君

小山亮君

出席政府委員左ノ如シ

遞信政務次官

遞信參與官

大養健君

遞信省管船局長

小野猛君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ  
船員法改正法律案(政府提出)

明ヲ求メタイト思ヒマスガ、御異議ハゴザ  
マス、現在船員ノ保護監督ニ關スル法規ハ、

船員法改正法律案(政府提出)

イマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○漢那委員長 ソレデハ其通リニ致シマス

○田島政府委員 本日ハ遞信大臣貴族院ニ  
於キマシテ質疑ガゴザイマスノデ、甚ダ失

禮デゴザイマスケレドモ、私代リマシテ船  
員法改正法律案ノ提案ノ理由ヲ御説明申上  
ゲマス、船員法改正法律案提出ノ理由ハ、  
既ニ本會議ニ於テ御説明ヲ申上ゲマシタ通  
リデゴザイマシテ、船員ニ關スル現行諸法  
規ハ、制定以來三十餘年ノ歳月ヲ經過致シ  
テ居リマシテ、時代ノ進運ニ副ハザルモノ  
ガアルヤウニ考ヘラレマス、而モ非常ニ澤  
山ノ法律ニ關係ヲ致シテ居ルヤウナ狀態デ  
アリマスカラ、是等ノ諸法規ヲ整理統一致  
シマシテ、適當ナル改正ヲ加ヘ、以テ船員  
ノ生活ノ安定ヲ圖ルト同時ニ、海運界ノ平  
和ト其健全ナル發展トヲ期セントスルモノ  
デアリマス、尙ホ一應改正ノ要旨ヲ申上ゲ  
テ見タイト思ヒマス、形式上カラ申シマス  
ルト、改正ノ主要ナル點ハ、船員ニ關係致  
シテ居リマスル現行諸法規ヲ整理統一致シ  
マシテ、之ヲ單一法ト致シタコトデゴザイ  
マス、現在船員ノ保護監督ニ關スル法規ハ、

第一章中海員ノ節、斯ウ云フヤウナ風ニ多岐ニ互ツテ居ルノデアリマスルガ、斯ノ如ク同一目的ヲ有スル多數ノ法規ヲ整理致シマシテ、單一化致シマスルコトハ、其運用上極メテ必要デゴザイマシテ、此點ハ世界ノ主要海運國ノ法制ニ徵シマスルモ、幾多ノ例ノ存スル所デゴザイマス、次ニ内容ノ上カラ改正ノ要點ヲ申上ゲマスト、船内ニ於テ支給スル食料ノ標準ヲ定メマシタルコト、船内ニ於ケル醫療施設ノ規定ヲ致シマシタコト、船員ニ支給致シマスル扶助手當ニ改善ヲ加ヘマシタコト、海上勞働ノ特殊性ニ鑑ミマシテ、勞働爭議ニ關スル取締規定ヲ調整致シマシタコト、船主ヲシテ船員ニ對スル保護規定ヲ遵守セシムル爲ニ取締ノ規定ヲ設ケマシタコト、海員ノ船主ニ對スル一定債權ノ時效ヲ二年ニ延長致シマシテ、其讓渡及ビ差押ヲ禁止致シマシタコト、船内ニ於テ死亡致シマシタ者ノ水葬ニ關スル規定ヲ設ケマシタコト、海員送還ノ場合ヲ擴張致シマシタコト、海員ニ關シマスル若干ノ保護規定ヲ船長ニ適用致シマシタコト等デアリマスガ、尙ホ海運ノ國際性ニ鑑ミマシテ、曩ニ國際勞働總會ニ於テ採擇セラレマシタ四ツノ條約案、即チ船舶ノ滅失又ハ沈没ノ場合ニ於ケル失業ノ補償ニ關ス

ル條約案、海員ノ雇入契約ニ關スル條約案、海員ノ送還ニ關スル條約案及ビ船員ノ最低年齡ニ關スル條約案ノ趣旨ヲ採入レマシテ、是等ノ條約ノ實施ニ支障ナカラシムルヤウ致シタ次第デアリマス、最後ニ申上ゲマスルガ、本法案ハ六章七十一條ヨリ成リマシテ、一見極メテ厖大ナル如クデアリマモノデアリマスルシ、殊ニ本案ノ骨子ハ曩ニ遞信省デ開催致シマシタ臨時海事法令調査會ニ於キマシテ、船主及ビ海員代表者ニモノデアリマスルシ、貴族院ニ付託シテ、御審議ノ上御賛成アランコトヲ希望致ス次第デゴザイマス、尙ホ本法通リニ衆議院ヲ通過シ、貴族院ニ回付サレマシテ、貴族院ニモ既ニ議決ニナラウト致シマシタ瞬間ニ、議會解散ノ爲審議未了トナツタモノデアリマスルコトハ御存ジノ通りデゴザイマスガ、本案ハソレト全ク同様ノモノデゴザイマスカラ、一言其事ダケラ申添ヘテ置キマス、何卒宜シク御協賛ヲ願ヒタイノデアリマス

○漢那委員長

此場合參考資料ノ御希望ガ

アリマシタナラバ御申出ヲ願ヒマス——ア

マス

午前十時三十分散會

リマセヌケレバ本日ハ是ニテ散會致シマス、次會ノ會議ハ公報ヲ以テ御通知申上ゲ